

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 株式の引受け a～c (略)</p> <p><u>d この届出書に係る株券の募集又は売出しについて、提出会社の親法人等（金融商品取引法第31条の4第5項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（金融商品取引法第31条の4第6項に規定する子法人等をいう。）を主幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容並びに当該株券の引受けに係る発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</u></p> <p>(12)～(87) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 株式の引受け a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)～(87) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 株式の引受け a～c (略)</p> <p>d <u>この届出書に係る株券の募集又は売出しについて、提出会社の親法人等（金融商品取引法第31条の4第5項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（金融商品取引法第31条の4第6項に規定する子法人等をいう。）を主幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容並びに当該株券の引受けに係る発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</u></p> <p>(7)～(14) (略)</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 株式の引受け a～c (略) (新設)</p> <p>(7)～(14) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 株式の引受け a～c (略)</p> <p>d この届出書に係る株券の募集又は売出しについて、提出会社の親法人等（金融商品取引法第31条の4第5項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（金融商品取引法第31条の4第6項に規定する子法人等をいう。）を主幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容並びに当該株券の引受けに係る発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</p> <p>(12)～(59) (略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 株式の引受け a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)～(59) (略)</p>